

(お知らせ)

2026年8月20日
沖縄電力株式会社

「令和8年熊本地震」により被災されたお客さまに対する
電気料金等の特別措置について

「令和8年熊本地震」により被災されたお客さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、本年8月7日に本災害が激甚災害に指定されたことを受け、被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置を下記のとおり講じることといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となるお客さま

当社と電気のご契約をいただいているお客さまで、本災害により被害に遭われ、かつ、当社にお申し出をいただいたお客さま

2. 特別措置の内容

(1) 支払期日延長 ※1

2026年6月分（支払期日が2026年7月28日以降となるものに限る。）、7月分、8月分および9月分料金の支払期日をそれぞれ1ヵ月延長いたします。

(2) 不使用月または不使用日の電気料金免除

【定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力および臨時電力（低圧）、農事用電力（低圧）をご契約のお客さま】

被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、2027年1月末日までの間に限り、電気料金を申し受けません。

【高圧・特別高圧および上記以外の契約種別でご契約のお客さま】

被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、2027年1月末日までの間、料金の算定期間ごとに基本料金または最低月額料金から「電気を使用されない期間の日数×4%」の割引を行ない、料金を算定いたします。

(3) 工事費負担金等※2の免除

お客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止し、2027年1月末日までに新たに電気の使用申込みを行なう場合は、それに要する工事費負担金を申し受けません。（ただし被災時の契約負荷設備または契約電力を超えないこと）

(4) 臨時工事費※²の免除

お客さまの需要場所において、再建等のため、2027 年 1 月末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申込みを行なう場合は、それに要する臨時工事費を申し受けません。

(5) 引込線、計量器等の取付位置変更工事費※²の免除

お客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを 2027 年 1 月末日までに行なう場合は、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。(ただし供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であること)

(6) 使用不能設備に対する基本料金の免除

お客さまの需要場所において、電気設備の一部が使用不能となった場合は、2027 年 1 月末日までに限り、復旧までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

※1) 支払期日とは、検針日の翌日から起算して 30 日目といたします。

※2) 工事費負担金、臨時工事費および取付位置変更工事費とは、お客さまからの申込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、それに要する工事費をお客さまにご負担いただくものをいいます。

3. 特別措置のお申込み方法

＜お問い合わせ先＞へご連絡ください。

- ・申込みに際しては、申込書および「り災証明書等」を提出していただきます。
(「り災証明書等」の発行につきましては各自治体へご確認ください。)
- ・当社は必要に応じて、お客さまの電気設備等を確認させていただく場合がございます。
- ・申込み期限：2027 年 2 月 28 日

＜お問い合わせ先＞

	前頁 (1) (2) (6) について	前頁 (3) ～ (5) について
担当部署	沖縄電力 料金センター	沖縄電力 ネットワーク受付センター
電話番号	0120-586-391 (コールセンター) 098-993-7777 【有料】※「0120」番号をご利用になれない一部の I P 電話	
受付時間	月～金 8：30～17：00 (祝日、振替休日、慰霊の日、旧盆〈旧暦 7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉除く)	

1. 対象となるお客さま 《発電者さま向け》

当社と受給契約をいただいているお客さまで、本災害により被害に遭われ、かつ、当社にお申し出をいただいたお客さま

2. 特別措置の内容

(1) 支払期日延長 ※¹

系統連系受電サービス料金について、2026年6月分（支払期日が2026年7月28日以降となるものに限る。）、7月分、8月分および9月分料金の支払期日をそれぞれ1ヵ月延長いたします。

(2) 発電・放電しない日の系統連系受電サービス料金免除

発電場所において、被災時から引き続きまったく電気を発電・放電されない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間、系統連系受電サービス料金の算定期間ごとに基本料金から「電気を発電・放電されない期間の日数×4%」の免除を行ない、算定いたします。

(3) 運転不能設備に対する基本料金の免除

発電場所において、発電設備の一部が使用不能となった場合は、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までに限り、復旧までの間、その運転不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

※1) 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目といたします。

3. 特別措置のお申込み方法

＜お問い合わせ先＞へご連絡ください。

※申込みに際しては、必要に応じて、り災証明書等を提出していただきます。

（り災証明書等の発行につきましては各自治体へご確認ください。）

※当社は必要に応じて、お客さまの発電設備等を確認させていただく場合がございます。

＜お問い合わせ先＞

担当部署	沖縄電力 ネットワーク受付センター
電話番号	0120-586-601（コールセンター） 098-993-6148【有料】※「0120」番号をご利用になれない一部のIP電話
受付時間	月～金 8：30～17：00 （祝日、振替休日、慰霊の日、旧盆〈旧暦7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉除く）

以上